

行政制度調整方針

	使用料・手数料等の取扱い(その5)
--	-------------------

分類	調整項目	当該施設名称		調整方針	頁
		中条町	黒川村		
地域改善対策	集会所使用料	中条町立漁村センター	北町集会所	当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。	5
			下赤谷集会所		
			栗木野集会所		
			下館集落開発センター		
			黒俣集落開発センター		
			蔵王集落開発センター		
			川合集落開発センター		
			東牧生活改善センター		
			近江新生活改善センター		
			塩沢生活改善センター		
			持倉生活改善センター		
			下江端生活改善センター		
			坪穴集落センター		
			塩谷集落センター		
	西町集会施設				
	前山台集会施設				
農村環境改善センター	農村環境改善センター使用料	中条町農村環境改善センター	黒川村基幹集落センター (黒川村就業改善センター)	当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。	6

分類	調整項目	当該施設名称		調整方針	頁
		中条町	黒川村		
保健休養施設関連	保養・レクリエーション施設使用料	(該当なし)	黒川村第1国民宿舎 (胎内グランドホテル)	黒川村の例による。	7
			黒川村第2国民宿舎 (胎内パークホテル)		
			黒川村農林漁業体験実習館		
			黒川農村勤労福祉センター		
			黒川村滞在型宿泊施設 (川合亭)		
			黒川村休養休憩施設 (椿庵)		
			黒川村滞在型農村都市交流施設(ほおのき庵)		
			黒川村保谷休憩所 (ならのき庵)		
			黒川村運動広場 (テニスコート)		
			黒川村勤労者研修センター (ニュー胎内パークホテル)		
健康福利増進施設関連	スポーツ・レクリエーション施設 使用料	サンセット中条	黒川村胎内射撃場	当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。	11
		中条町高齢者健康増進ふれあい施設	黒川村樽ヶ橋遊園		
		中条町農林漁業者トレーニングセンター	黒川村樽ヶ橋カントリーパーク		
		中条町健康増進広場	黒川村健康スポーツプラザ (クアハウスたいない)		
			黒川村地域間交流センター		
			黒川村胎内休憩所		
			その他施設		

分類	調整項目	当該施設名称		調整方針	頁
		中条町	黒川村		
農山村体験関連	体験交流施設等使用料	(該当なし)	黒川村交流促進施設 (ロイヤル胎内パークホテル)	黒川村の例による。	14
			黒川村昆虫の家		
			黒川村乗馬施設		
			黒川村淡水魚養殖施設 (胎内フィッシングパーク)		
			黒川村郷土文化保存伝習 施設(シンクルトン記念館)		
			黒川村粘土・鉱物体験資 料館、黒川村陶芸体験館		
			黒川村文化教育交流促進 施設(胎内自然天文館)		
園芸関連	園芸施設使用料	中条町立省エネ野菜ハウス	黒川村胎内フラワーパーク	現行のとおりとする。	17
		中条町立麦等乾燥施設	黒川村フルーツパーク		
畜産関連	畜産団地使用料	(該当なし)	黒川村畜産団地	黒川村の例による。	18
商工振興	露店市場出店料	中条町露店市場管理	(該当なし)	現行のとおりとする。	19
村有温泉	村有温泉使用料	(該当なし)	黒川村有温泉	黒川村の例による。	20

調整項目	記載事項	当該施設名称		調整方針	頁
		中条町	黒川村		
行政財産使用料	使用料			合併時に中条町の例により統一する。 ただし、合併年度については現行のとおりとする。	21
証明・交付等手数料	出店許可手数料			現行のとおりとする。	23
	耕作証明等手数料			中条町の例により徴収しない。	

行政制度調整表

専門部会	4	産業部会	分類	14	地域改善対策
分科会	2	農業分科会	調整項目	2	集会所使用料

中条町担当	地域振興課	振興係		
黒川村担当	農林水産課	農政係		

現況			調整方針	備考																																																			
記載事項	中条町	黒川村																																																					
1 集会所使用料	<p>中条町立漁村センター 漁業者の会議、研修及び漁業地域住民のコミュニティの場とするため使用するときの使用料は、無料とする。それ以外の目的で使用するとき、次の使用料を納めなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用時間及び使用料</th> </tr> <tr> <th>8時30分から 12時まで</th> <th>12時から 17時00分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>3,090円</td> <td>3,090円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>2,060円</td> <td>2,060円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>2,060円</td> <td>2,060円</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>1,030円</td> <td>1,030円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 暖房使用の場合は、各室5割増しの額とする。 2 17時以降使用する場合は、各室2割増の額とする。</p>	区分	使用時間及び使用料		8時30分から 12時まで	12時から 17時00分	大会議室	3,090円	3,090円	小会議室	2,060円	2,060円	調理実習室	2,060円	2,060円	図書室	1,030円	1,030円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>使用料(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北町集会所</td><td>60,000円</td></tr> <tr><td>下赤谷集会所</td><td>63,000円</td></tr> <tr><td>栗木野集会所</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>下館集落開発センター</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>黒俣集落開発センター</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>蔵王集落開発センター</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>川合集落開発センター</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>東牧生活改善センター</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>近江新生活改善センター</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>塩沢生活改善センター</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>持倉生活改善センター</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>下江端生活改善センター</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>坪穴集落センター</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>塩谷集落センター</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>西町集会施設</td><td>180,000円</td></tr> <tr><td>前山台集会施設</td><td>180,000円</td></tr> </tbody> </table>	施設名称	使用料(年額)	北町集会所	60,000円	下赤谷集会所	63,000円	栗木野集会所	50,000円	下館集落開発センター	120,000円	黒俣集落開発センター	120,000円	蔵王集落開発センター	120,000円	川合集落開発センター	120,000円	東牧生活改善センター	120,000円	近江新生活改善センター	120,000円	塩沢生活改善センター	150,000円	持倉生活改善センター	150,000円	下江端生活改善センター	120,000円	坪穴集落センター	150,000円	塩谷集落センター	150,000円	西町集会施設	180,000円	前山台集会施設	180,000円	<p>当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。</p>	
	区分		使用時間及び使用料																																																				
8時30分から 12時まで		12時から 17時00分																																																					
大会議室	3,090円	3,090円																																																					
小会議室	2,060円	2,060円																																																					
調理実習室	2,060円	2,060円																																																					
図書室	1,030円	1,030円																																																					
施設名称	使用料(年額)																																																						
北町集会所	60,000円																																																						
下赤谷集会所	63,000円																																																						
栗木野集会所	50,000円																																																						
下館集落開発センター	120,000円																																																						
黒俣集落開発センター	120,000円																																																						
蔵王集落開発センター	120,000円																																																						
川合集落開発センター	120,000円																																																						
東牧生活改善センター	120,000円																																																						
近江新生活改善センター	120,000円																																																						
塩沢生活改善センター	150,000円																																																						
持倉生活改善センター	150,000円																																																						
下江端生活改善センター	120,000円																																																						
坪穴集落センター	150,000円																																																						
塩谷集落センター	150,000円																																																						
西町集会施設	180,000円																																																						
前山台集会施設	180,000円																																																						
関係法令等	中条町立漁村センター設置条例	黒川村集会施設条例 黒川村生活改善センター設置及び管理条例 黒川村生活改善センター設置及び管理条例 黒川村近江新生活改善センター設置及び管理条例 黒川村都市交流施設設置及び管理条例 黒川村前山台集会施設設置及び管理条例																																																					
			財政への影響額 単位：千円																																																				
			予算額	調整後見込額	影響額(増減)																																																		
			中条町																																																				
			黒川村																																																				
			計																																																				
			備考 平成15年度当初予算ベース																																																				

行政制度調整表

専門部会	4	産業部会	分類	1	農村環境改善センター
分科会	2	農業分科会	調整項目	5	農村環境改善センター使用料

中条町担当	公民館	社会教育係		
黒川村担当	農林水産課	農政係		

現況		調整方針	備考																																																			
記載事項	中条町	黒川村																																																				
	<p>(1) 中条町農村環境改善センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料及び使用時間</th> </tr> <tr> <th>8時30分～12時</th> <th>12時～17時</th> <th>17時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">多目的 ホール</td> <td rowspan="2">個人</td> <td>高校生以下</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td colspan="2">和室会議室</td> <td>5,150</td> <td>5,150</td> <td>6,180</td> </tr> <tr> <td colspan="2">調理実習室</td> <td>3,090</td> <td>3,090</td> <td>3,605</td> </tr> <tr> <td colspan="2">農事クラブ研修室</td> <td>3,090</td> <td>3,090</td> <td>3,605</td> </tr> <tr> <td colspan="2">営農主活研修室</td> <td>2,060</td> <td>2,060</td> <td>2,575</td> </tr> <tr> <td colspan="2">洋室会議室</td> <td>2,060</td> <td>2,060</td> <td>2,575</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 暖房及びガス使用の場合は、5割増とする。 2 町長は、公益上その他特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。</p>	区分		使用料及び使用時間			8時30分～12時	12時～17時	17時～22時	多目的 ホール	個人	高校生以下	円	円	円	一般	20	20	30	団体	45	45	55	和室会議室		5,150	5,150	6,180	調理実習室		3,090	3,090	3,605	農事クラブ研修室		3,090	3,090	3,605	営農主活研修室		2,060	2,060	2,575	洋室会議室		2,060	2,060	2,575	<p>(1) 黒川村基幹集落センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業場</td> <td>年額33,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用が一年に満たない場合は、月割により算定した額を納入するものとする。</p> <p>(2) 黒川村就業改善センター 黒川村公民館と一体の施設。 議案第22号で公民館使用料として提案済。 調整方針は「当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。」</p>	区分	使用料	作業場	年額33,000円	<p>当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。</p>
区分				使用料及び使用時間																																																		
		8時30分～12時	12時～17時	17時～22時																																																		
多目的 ホール	個人	高校生以下	円	円	円																																																	
		一般	20	20	30																																																	
	団体	45	45	55																																																		
和室会議室		5,150	5,150	6,180																																																		
調理実習室		3,090	3,090	3,605																																																		
農事クラブ研修室		3,090	3,090	3,605																																																		
営農主活研修室		2,060	2,060	2,575																																																		
洋室会議室		2,060	2,060	2,575																																																		
区分	使用料																																																					
作業場	年額33,000円																																																					
関係法令等	中条町農村環境改善センター設置条例	黒川村基幹集落センター設置並びに管理に関する条例	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">財政への影響額</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th colspan="2">影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成15年度当初予算ベース</p>	財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)		中条町					黒川村					計																														
財政への影響額				単位：千円																																																		
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																																																			
中条町																																																						
黒川村																																																						
計																																																						

行政制度調整表

専門部会	4	産業部会	分類	1	保健休養施設関連
分科会	5	農山村振興分科会	調整項目	2	保養・レクリエーション施設使用料

中条町担当	地域振興課	商工観光係		
黒川村担当	商工観光課	観光係		

現況		調整方針	備考																																																																
記載事項	中条町	黒川村																																																																	
	該当なし	<p>(1) 黒川村国民宿舎</p> <p>1) 黒川村第1国民宿舎(胎内グランドホテル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊利用</td> <td>基準室</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">宿舎使用</td> <td rowspan="5">客室</td> <td>8帖</td> <td>5,600</td> </tr> <tr> <td>10帖</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>30帖</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>1人当り</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>大広間</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">村内老人クラブ・小中学生半額 1人当り1500円以上の食事で100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>娯楽ホール</td> <td>9:30~16:00</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>入湯料</td> <td>1人</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食事料</td> <td>朝食</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 黒川村第2国民宿舎(胎内パークホテル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">宿泊利用</td> <td>基準室</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>和室(トイレ付)</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">宿舎使用</td> <td rowspan="5">客室</td> <td>8帖</td> <td>6,400</td> </tr> <tr> <td>10帖</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>30帖</td> <td>24,000</td> </tr> <tr> <td>1人当り</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>大広間</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">村内老人クラブ・小中学生半額 1人当り2000円以上の食事で100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入湯料</td> <td>1人</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食事料</td> <td>朝食</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 宿泊料のうち小学校児童は各号の金額から500円を控除した額とし寝具使用の未就学児童は小学校児童に準ずるものとする。 未就学児童の食事は実費とする。 前各表料金には、法律及び条例等の規定による税及び配膳手数料は、含まれないものとする。 食事の注文を受けた場合は、材料費等実費その他を勘案した額とする。</p> <p>2 団体(30名以上)及びそれに準ずる利用に供するとき、前項の使用料の額は当該使用料の額の20パーセントに相当する額を限度として割引することができる。</p> <p>3 展示会等の不特定多数の利用に供するとき第一項及び前項の使用料は次のとおりとする。</p>	区分		使用料(円)	宿泊利用	基準室	3,500	宿舎使用	客室	8帖	5,600	10帖	7,000	30帖	21,000	1人当り	700	大広間	60,000	村内老人クラブ・小中学生半額 1人当り1500円以上の食事で100円			娯楽ホール	9:30~16:00	15,000	入湯料	1人	300	食事料	朝食	1,000	夕食	2,000	区分		使用料(円)	宿泊利用	基準室	2,500	和室(トイレ付)	3,500	宿舎使用	客室	8帖	6,400	10帖	8,000	30帖	24,000	1人当り	800	大広間	70,000	村内老人クラブ・小中学生半額 1人当り2000円以上の食事で100円			入湯料	1人	500	食事料	朝食	1,500	夕食	2,000	黒川村の例による。	
区分		使用料(円)																																																																	
宿泊利用	基準室	3,500																																																																	
宿舎使用	客室	8帖	5,600																																																																
		10帖	7,000																																																																
		30帖	21,000																																																																
		1人当り	700																																																																
		大広間	60,000																																																																
村内老人クラブ・小中学生半額 1人当り1500円以上の食事で100円																																																																			
娯楽ホール	9:30~16:00	15,000																																																																	
入湯料	1人	300																																																																	
食事料	朝食	1,000																																																																	
	夕食	2,000																																																																	
区分		使用料(円)																																																																	
宿泊利用	基準室	2,500																																																																	
	和室(トイレ付)	3,500																																																																	
宿舎使用	客室	8帖	6,400																																																																
		10帖	8,000																																																																
		30帖	24,000																																																																
		1人当り	800																																																																
		大広間	70,000																																																																
村内老人クラブ・小中学生半額 1人当り2000円以上の食事で100円																																																																			
入湯料	1人	500																																																																	
食事料	朝食	1,500																																																																	
	夕食	2,000																																																																	

記載事項	中条町	黒川村	調整方針	備考																																																																																			
		<p>第1国民宿舎 2を乗じて得た額 第2国民宿舎 3を乗じて得た額 4 公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>(2) 黒川村農林漁業体験実習館(胎内パークホテル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">宿泊使用</td> <td rowspan="2">和室研修室</td> <td>4.5帖</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>10帖</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>洋室研修室</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">宿舎使用</td> <td>研修室芸能室</td> <td>4時間</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>4時間</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>体験実習室</td> <td>4時間</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 宿泊利用については一定期間、上記料金に125%を乗じた額を割増料金とすることができる。 2 宿舎利用については宿泊者が使用する場合は、当該使用料の額の50%に相当する額を限度として割引することができる。 3 設置目的の使用又はこれに準ずる使用と認めるときは、その使用料を減免することができる。</p> <p>(3) 黒川農村勤労福祉センター(胎内レクホール)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th colspan="3">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th colspan="3"></th> <th>半日</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">体育館</td> <td rowspan="3">一般</td> <td>大人</td> <td>300</td> <td>350</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>中高生</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">専用</td> <td>体育競技</td> <td>9,500</td> <td>15,500</td> <td>31,000</td> </tr> <tr> <td>体育競技以外</td> <td>31,000</td> <td>51,000</td> <td>103,000</td> </tr> <tr> <td>ミーティング室</td> <td>3,000</td> <td>5,000</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 入場料を徴収する場合は、本表の3倍増とする。 2 特に必要があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">減免の場合</th> <th>減免の率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>村内の農村地域工業導入地区へ進出工場の団体で組織する団体が主催する行事に使用する場合</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>村内の勤労者団体で雇用保険の被保険者をもつて組織する団体が主催する行事に使用する場合</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>村が主催又は奨励及び後援する行事並びにこれに類して使用する場合</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>村内の小・中学校が学校教育のために使用する場合</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>村内の社会教育関係団体がその目的のために使用する場合</td> <td>50/100</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>その他特に必要と認められた場合</td> <td>30/100</td> </tr> </tbody> </table>	区分		使用料(円)		宿泊使用	和室研修室	4.5帖	10,000	10帖	50,000	洋室研修室		50,000	宿舎使用	研修室芸能室	4時間	3,000	視聴覚室	4時間	3,000	体験実習室	4時間	10,000	区分			使用料(円)						半日	夜間	全日	体育館	一般	大人	300	350	800	中高生	150	200	400	小学生	100	150	250	専用	体育競技	9,500	15,500	31,000	体育競技以外	31,000	51,000	103,000	ミーティング室	3,000	5,000	10,000	減免の場合		減免の率	1	村内の農村地域工業導入地区へ進出工場の団体で組織する団体が主催する行事に使用する場合	全額	2	村内の勤労者団体で雇用保険の被保険者をもつて組織する団体が主催する行事に使用する場合	全額	3	村が主催又は奨励及び後援する行事並びにこれに類して使用する場合	全額	4	村内の小・中学校が学校教育のために使用する場合	全額	5	村内の社会教育関係団体がその目的のために使用する場合	50/100	6	その他特に必要と認められた場合	30/100		
区分		使用料(円)																																																																																					
宿泊使用	和室研修室	4.5帖	10,000																																																																																				
		10帖	50,000																																																																																				
	洋室研修室		50,000																																																																																				
宿舎使用	研修室芸能室	4時間	3,000																																																																																				
	視聴覚室	4時間	3,000																																																																																				
	体験実習室	4時間	10,000																																																																																				
区分			使用料(円)																																																																																				
			半日	夜間	全日																																																																																		
体育館	一般	大人	300	350	800																																																																																		
		中高生	150	200	400																																																																																		
		小学生	100	150	250																																																																																		
	専用	体育競技	9,500	15,500	31,000																																																																																		
		体育競技以外	31,000	51,000	103,000																																																																																		
		ミーティング室	3,000	5,000	10,000																																																																																		
減免の場合		減免の率																																																																																					
1	村内の農村地域工業導入地区へ進出工場の団体で組織する団体が主催する行事に使用する場合	全額																																																																																					
2	村内の勤労者団体で雇用保険の被保険者をもつて組織する団体が主催する行事に使用する場合	全額																																																																																					
3	村が主催又は奨励及び後援する行事並びにこれに類して使用する場合	全額																																																																																					
4	村内の小・中学校が学校教育のために使用する場合	全額																																																																																					
5	村内の社会教育関係団体がその目的のために使用する場合	50/100																																																																																					
6	その他特に必要と認められた場合	30/100																																																																																					

記載事項	中 条 町	黒 川 村	調 整 方 針	備 考																																																																						
		<p>(4) 黒川村滞在型宿泊休養休憩施設</p> <p>1) 黒川村滞在型宿泊施設(川合亭)</p> <table border="1" data-bbox="1219 317 2021 562"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">宿泊利用</td> <td rowspan="2">和室</td> <td>1人</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>2人以上</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洋室</td> <td>1人</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>2人以上</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宿泊以外</td> <td>客室</td> <td>15帖</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1人当り1500円以上の食事</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 宿泊料のうち小学校児童は各号の金額から500円を控除した額とし寝具利用の未就学児童は小学校児童に準ずるものとする。</p> <p>2 特別の理由があると認めるときは、前条の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>2) 黒川村休養休憩施設(椿庵)</p> <table border="1" data-bbox="1219 800 2021 972"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">宿泊利用</td> <td rowspan="2">和室</td> <td>1人</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>2人以上</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宿泊以外</td> <td rowspan="2">和室</td> <td>大人</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 宿泊料のうち小学校児童は各号の金額から500円を控除した額とし寝具利用の未就学児童は小学校児童に準ずるものとする。</p> <p>2 特別の理由があると認めるときは、前条の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>3) 黒川村滞在型農村都市交流施設(ほおのき庵)</p> <table border="1" data-bbox="1219 1209 2021 1310"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">施設使用</td> <td rowspan="2">半日(4時間)</td> <td>大人</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p>特別の理由があると認めるときは、前条の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>(5) 黒川村保谷休憩所(ならのき庵)</p> <table border="1" data-bbox="1219 1482 2021 1583"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">施設使用</td> <td rowspan="2">半日(4時間)</td> <td>大人</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p>特別の理由があると認めるときは、前条の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>(6) 黒川村運動広場</p> <table border="1" data-bbox="1219 1730 2021 1831"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">テニスコート (1面)</td> <td>日中</td> <td>1時間</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>ナイター</td> <td>1時間</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table>	区分		使用料(円)		宿泊利用	和室	1人	8,000	2人以上	6,000	洋室	1人	12,000	2人以上	8,000	宿泊以外	客室	15帖	5,000	1人当り1500円以上の食事			100円	区分		使用料(円)		宿泊利用	和室	1人	8,000	2人以上	6,000	宿泊以外	和室	大人	300	小学生	150	区分		使用料(円)		施設使用	半日(4時間)	大人	300	小学生	150	区分		使用料(円)		施設使用	半日(4時間)	大人	300	小学生	150	区分		使用料(円)		テニスコート (1面)	日中	1時間	1,000	ナイター	1時間	1,500		
区分		使用料(円)																																																																								
宿泊利用	和室	1人	8,000																																																																							
		2人以上	6,000																																																																							
	洋室	1人	12,000																																																																							
		2人以上	8,000																																																																							
宿泊以外	客室	15帖	5,000																																																																							
	1人当り1500円以上の食事			100円																																																																						
区分		使用料(円)																																																																								
宿泊利用	和室	1人	8,000																																																																							
		2人以上	6,000																																																																							
宿泊以外	和室	大人	300																																																																							
		小学生	150																																																																							
区分		使用料(円)																																																																								
施設使用	半日(4時間)	大人	300																																																																							
		小学生	150																																																																							
区分		使用料(円)																																																																								
施設使用	半日(4時間)	大人	300																																																																							
		小学生	150																																																																							
区分		使用料(円)																																																																								
テニスコート (1面)	日中	1時間	1,000																																																																							
	ナイター	1時間	1,500																																																																							

現 況		調 整 方 針	備 考																																		
記載事項	中 条 町	黒 川 村																																			
		<p>使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>ア 学校、公共団体、体育団体が自己の業務または事業のため入場料を徴しないで使用する時。</p> <p>イ 資格を有する指導者によって、テニスの指導及び訓練を行うため学校又は団体が使用する時。</p> <p>ウ その他管理者が必要と認めるとき。</p> <p>(7) 黒川村勤労者研修センター(ニュー胎内パークホテル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">宿泊利用</td> <td rowspan="2">和室</td> <td>10帖</td> <td>1人 6,000 2人以上 4,000</td> </tr> <tr> <td>18帖</td> <td>1室 40,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洋室</td> <td></td> <td>1人 6,000 2人以上 4,000</td> </tr> <tr> <td>補助ベット</td> <td>1人 3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">宿舎使用</td> <td rowspan="4">和室</td> <td>6帖</td> <td>1室 5,000</td> </tr> <tr> <td>10帖</td> <td>1室 8,000</td> </tr> <tr> <td>14帖</td> <td>1室 10,000</td> </tr> <tr> <td>18帖</td> <td>1室 12,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洋室</td> <td>A</td> <td>1室 8,000</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1室 9,000</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1室 10,000</td> </tr> <tr> <td>大広間</td> <td>1室 40,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 宿泊利用については一定期間、上記料金に125%を乗じた額を割増料金とすることができる。</p> <p>2 宿舎使用は四時間を基準使用料金とする。 ただし、宿泊者が使用する場合は当該使用料の額の50%に相当する額を限度として割引することができる。</p> <p>3 特別の理由があると認めるときは使用料の全部又は一部を減免することができる。</p>	区分		使用料(円)		宿泊利用	和室	10帖	1人 6,000 2人以上 4,000	18帖	1室 40,000	洋室		1人 6,000 2人以上 4,000	補助ベット	1人 3,000	宿舎使用	和室	6帖	1室 5,000	10帖	1室 8,000	14帖	1室 10,000	18帖	1室 12,000	洋室	A	1室 8,000	B	1室 9,000	C	1室 10,000	大広間	1室 40,000	
区分		使用料(円)																																			
宿泊利用	和室	10帖	1人 6,000 2人以上 4,000																																		
		18帖	1室 40,000																																		
	洋室		1人 6,000 2人以上 4,000																																		
		補助ベット	1人 3,000																																		
宿舎使用	和室	6帖	1室 5,000																																		
		10帖	1室 8,000																																		
		14帖	1室 10,000																																		
		18帖	1室 12,000																																		
	洋室	A	1室 8,000																																		
		B	1室 9,000																																		
		C	1室 10,000																																		
大広間	1室 40,000																																				
関係法令等		黒川村国民宿舎設置及び管理条例 黒川村国民宿舎設置及び管理条例施行規則 黒川村農林漁業体験実習館設置及び管理条例 黒川村農林漁業体験実習館管理運営規則 黒川農村勤労福祉センター設置及び管理条例 黒川農村勤労福祉センター管理規則 黒川村滞在型宿泊休養休憩施設設置及び管理条例 黒川村滞在型宿泊休養休憩施設設置及び管理条例施行規則 黒川村保谷休憩所設置及び管理条例 黒川村保谷休憩所設置及び管理条例施行規則 黒川村営運動広場(テニスコート)設置及び管理条例 黒川村営運動広場(テニスコート)設置及び管理条例施行規則 黒川村勤労者研修センター設置及び管理条例 黒川村勤労者研修センター設置及び管理条例施行規則	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">財政への影響額</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 備考 平成15年度当初予算ベース	財政への影響額			単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計																	
財政への影響額			単位：千円																																		
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																																		
中条町																																					
黒川村																																					
計																																					

行政制度調整表

専門部会	4	産業部会	分類	2	健康福利増進施設関連
分科会	5	農山村振興分科会	調整項目	2	スポーツ・レクリエーション施設使用料

中条町担当	地域振興課	商工観光係		
黒川村担当	商工観光課	観光係		

記載事項	現況		調整方針	備考																																																																																																																							
	中条町	黒川村																																																																																																																									
	<p>(1) サンセット中条</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="3">使用料及び使用時間</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>チューリップ</td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>水芭蕉</td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>ハマナス</td> <td>1,200円</td> <td>1,200円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>櫛形山(全室)</td> <td>3,600円</td> <td>3,600円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>櫛形山(南側)</td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>櫛形山(北側)</td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>鳥坂山</td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>白鳥山</td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>体育室兼多目的ホール</td> <td>5,000円</td> <td>5,000円</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">浴室</td> <td>65歳以上</td> <td>300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>350円 (うち入湯税50円)</td> <td>3,550円 (うち入湯税550円)</td> </tr> <tr> <td>12歳以上 18歳未満</td> <td>200円 (うち入湯税50円)</td> <td>2,050円 (うち入湯税550円)</td> </tr> <tr> <td>4歳以上 12歳未満</td> <td>150円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>サウナ使用</td> <td>100円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>4歳未満</td> <td>無料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>回数券(11回つづり)</p> <p>1 本表中「午前」とは8時30分から13時まで、「午後」とは13時から17時まで、「夜間」とは17時から22時までとする(使用時間が本表に定める使用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。)</p> <p>2 冷暖房使用の場合は、使用料の2割に相当する額を加算する。</p> <p>3 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。</p> <p>ア 町が主催するとき。</p> <p>イ 町が共催するとき。</p> <p>ウ その他町長が必要と認めるとき。</p>	施設名	使用料及び使用時間			午前	午後	夜間	チューリップ	2,400円	2,400円	3,000円	水芭蕉	2,400円	2,400円	3,000円	ハマナス	1,200円	1,200円	1,500円	櫛形山(全室)	3,600円	3,600円	4,500円	櫛形山(南側)	2,400円	2,400円	2,700円	櫛形山(北側)	2,400円	2,400円	2,700円	鳥坂山	2,400円	2,400円	3,000円	白鳥山	2,400円	2,400円	3,000円	会議室	2,400円	2,400円	3,000円	体育室兼多目的ホール	5,000円	5,000円	7,500円	浴室	65歳以上	300円	3,000円	一般	350円 (うち入湯税50円)	3,550円 (うち入湯税550円)	12歳以上 18歳未満	200円 (うち入湯税50円)	2,050円 (うち入湯税550円)	4歳以上 12歳未満	150円	1,500円	サウナ使用	100円	1,000円	4歳未満	無料		<p>(1) 黒川村胎内射撃場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレー</td> <td>一般</td> <td>1回 450</td> </tr> <tr> <td></td> <td>クレー会員</td> <td>1年 1,200</td> </tr> <tr> <td>エアライフル</td> <td>一般</td> <td>1回 1,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td>クラブ員</td> <td>1回 800</td> </tr> <tr> <td>スモールボアライフル</td> <td>一般</td> <td>1回 2,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td>クラブ員</td> <td>1回 1,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>(2) 黒川村樽ヶ橋遊園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入園料</td> <td>高校生以上</td> <td>1人 310</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4歳以上</td> <td>1人 210</td> </tr> <tr> <td>メリーゴーランド</td> <td></td> <td>1回 100</td> </tr> <tr> <td>バッテリーカー</td> <td></td> <td>1回 100</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、全部又は一部を免除することができる。</p> <p>ア 学校、公共団体が自己の事業のため使用するとき。</p> <p>イ その他黒川村長が必要と認めるとき。</p> <p>(3) 黒川村樽ヶ橋カントリーパーク</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入園料</td> <td>高校生以上</td> <td>1人 310</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4歳以上</td> <td>1人 210</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1面</td> <td>1時間 1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ゴーカート</td> <td>1人乗</td> <td>1周 200</td> </tr> <tr> <td>2人乗</td> <td>1周 300</td> </tr> </tbody> </table> <p>特に必要があると認めるときは、使用料の全部または一部を減免することができる。</p>	区分	使用料(円)		クレー	一般	1回 450		クレー会員	1年 1,200	エアライフル	一般	1回 1,200		クラブ員	1回 800	スモールボアライフル	一般	1回 2,200		クラブ員	1回 1,700	区分	使用料(円)		入園料	高校生以上	1人 310		4歳以上	1人 210	メリーゴーランド		1回 100	バッテリーカー		1回 100	区分	使用料(円)		入園料	高校生以上	1人 310		4歳以上	1人 210	テニスコート	1面	1時間 1,000	ゴーカート	1人乗	1周 200	2人乗	1周 300	<p>当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。</p>	
施設名	使用料及び使用時間																																																																																																																										
	午前	午後	夜間																																																																																																																								
チューリップ	2,400円	2,400円	3,000円																																																																																																																								
水芭蕉	2,400円	2,400円	3,000円																																																																																																																								
ハマナス	1,200円	1,200円	1,500円																																																																																																																								
櫛形山(全室)	3,600円	3,600円	4,500円																																																																																																																								
櫛形山(南側)	2,400円	2,400円	2,700円																																																																																																																								
櫛形山(北側)	2,400円	2,400円	2,700円																																																																																																																								
鳥坂山	2,400円	2,400円	3,000円																																																																																																																								
白鳥山	2,400円	2,400円	3,000円																																																																																																																								
会議室	2,400円	2,400円	3,000円																																																																																																																								
体育室兼多目的ホール	5,000円	5,000円	7,500円																																																																																																																								
浴室	65歳以上	300円	3,000円																																																																																																																								
	一般	350円 (うち入湯税50円)	3,550円 (うち入湯税550円)																																																																																																																								
	12歳以上 18歳未満	200円 (うち入湯税50円)	2,050円 (うち入湯税550円)																																																																																																																								
	4歳以上 12歳未満	150円	1,500円																																																																																																																								
	サウナ使用	100円	1,000円																																																																																																																								
	4歳未満	無料																																																																																																																									
区分	使用料(円)																																																																																																																										
	クレー	一般	1回 450																																																																																																																								
	クレー会員	1年 1,200																																																																																																																									
エアライフル	一般	1回 1,200																																																																																																																									
	クラブ員	1回 800																																																																																																																									
スモールボアライフル	一般	1回 2,200																																																																																																																									
	クラブ員	1回 1,700																																																																																																																									
区分	使用料(円)																																																																																																																										
	入園料	高校生以上	1人 310																																																																																																																								
	4歳以上	1人 210																																																																																																																									
メリーゴーランド		1回 100																																																																																																																									
バッテリーカー		1回 100																																																																																																																									
区分	使用料(円)																																																																																																																										
	入園料	高校生以上	1人 310																																																																																																																								
	4歳以上	1人 210																																																																																																																									
テニスコート	1面	1時間 1,000																																																																																																																									
ゴーカート	1人乗	1周 200																																																																																																																									
	2人乗	1周 300																																																																																																																									

記載事項		現 況		調整方針	備考																																																																																																																																																																
		<p style="text-align: center;">中 条 町</p> <p>(2) 中条町高齢者健康増進ふれあい施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="3">基本使用料の額(円)</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休憩室2</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>休憩室3</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">浴室</td> <td>65歳以上</td> <td>1回</td> <td>300円</td> <td>回数券</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td></td> <td>350円(うち入湯税50円)</td> <td>(11枚つづり)</td> <td>3,550円(うち入湯税550円)</td> </tr> <tr> <td>12歳以上 18歳未満</td> <td></td> <td>200円(うち入湯税50円)</td> <td></td> <td>2,050円(うち入湯税550円)</td> </tr> <tr> <td>4歳以上 12歳未満</td> <td></td> <td>150円</td> <td></td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>4歳未満</td> <td></td> <td>無料</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 料金は消費税込み 2 本表中「午前」とは8時30分から13時まで、「午後」とは13時から17時まで、「夜間」とは17時から22時までとする。(使用時間が本表に定める使用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。) 3 使用者が営利を目的とする事業等を実施する場合は、基本使用料の10割に相当する額を加算する。 4 冷暖房使用の場合は、使用料の2割に相当する額を加算する。 5 町長は、次の一に該当するときは、使用料を減免することができる。 ア 町が他の団体と共催で使用するとき。 イ その他町長が、公益上特に使用料を減免することが適当と認めるとき。</p> <p>(3) 中条町農林漁業者トレーニングセンター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一回</th> <th>回数券(11回券)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>4歳以上18歳未満</td> <td>150円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>4歳未満</td> <td>無料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 12歳以上65歳未満の者が入浴をする場合は、入湯税として別途50円を徴収する。 2 町長は、公益上その他特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(4) 中条町健康増進広場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料及び使用時間</th> </tr> <tr> <th colspan="2">8時30分～19時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">テニスコート</td> <td>一般</td> <td>1面1時間 515円</td> </tr> <tr> <td>高校生以下</td> <td>〃 〃 310円</td> </tr> <tr> <td>ゲートボールコート</td> <td colspan="2">無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>町長は、公益上その他特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。</p>		施設名	基本使用料の額(円)			午前	午後	夜間	休憩室2	1,000円	1,000円	1,000円	休憩室3	1,000円	1,000円	1,000円	浴室	65歳以上	1回	300円	回数券	3,000円	一般		350円(うち入湯税50円)	(11枚つづり)	3,550円(うち入湯税550円)	12歳以上 18歳未満		200円(うち入湯税50円)		2,050円(うち入湯税550円)	4歳以上 12歳未満		150円		1,500円	4歳未満		無料			区分	一回	回数券(11回券)	一般	300円	3,000円	4歳以上18歳未満	150円	1,500円	4歳未満	無料		区分	使用料及び使用時間		8時30分～19時		テニスコート	一般	1面1時間 515円	高校生以下	〃 〃 310円	ゲートボールコート	無料		<p style="text-align: center;">黒 川 村</p> <p>(4) 黒川村健康スポーツプラザ(クアハウスたいない)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th>大人(中学生以上)</th> <th>小人(小学生)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">施設使用</td> <td rowspan="2">個人</td> <td>1日</td> <td>1,000</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>回数券(11)</td> <td>10,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>900</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>団体は20名以上とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th>1年</th> <th>6ヶ月</th> <th>1ヶ月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">施設利用</td> <td rowspan="2">個人</td> <td>1枚</td> <td>48,000</td> <td>25,000</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>追加</td> <td>5,000</td> <td>3,000</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人</td> <td>2枚</td> <td>100,000</td> <td colspan="2">チケット60枚</td> </tr> <tr> <td>追加</td> <td>20,000</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>個人会員は小学生以上</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">トレーニング グループ</td> <td rowspan="2">1回</td> <td>1人</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記施設利用者は無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">裸浴 遠赤サウナ</td> <td rowspan="2">1回</td> <td>1人</td> <td>大人(中学生以上) 500 小人(小学生) 300</td> </tr> </tbody> </table> <p>村長は、特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>(5) 黒川村地域間交流センター 村内者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金</th> <th>暖房冷房設備を使用した場合の1時間当り割増使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小研修室</td> <td rowspan="2">1,000円</td> <td>夏 200円</td> <td rowspan="2">半日(4時間)を基準使用料とする。但し施設の使用時間には準備及び原状復帰に要する時間も含むものとする。</td> </tr> <tr> <td>冬 300円</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>5,000円</td> <td>夏 1,000円 冬 1,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野外ステージ</td> <td>5,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>村外者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金</th> <th>暖房冷房設備を使用した場合の1時間当り割増使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小研修室</td> <td rowspan="2">1,000円</td> <td>夏 200円</td> <td rowspan="2">半日(4時間)を基準使用料とする。但し施設の使用時間には準備及び原状復帰に要する時間も含むものとする。</td> </tr> <tr> <td>冬 300円</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>10,000円</td> <td>夏 1,000円 冬 1,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野外ステージ</td> <td>10,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>村長は、特に必要があると認めるときは使用料の全部、または一部を減免することができる。</p>		区分		使用料(円)		大人(中学生以上)	小人(小学生)	施設使用	個人	1日	1,000	500	回数券(11)	10,000	5,000	団体	900	400	区分		使用料(円)			1年	6ヶ月	1ヶ月	施設利用	個人	1枚	48,000	25,000	8,000	追加	5,000	3,000	-	法人	2枚	100,000	チケット60枚		追加	20,000			区分		使用料(円)		トレーニング グループ	1回	1人	300	上記施設利用者は無料		裸浴 遠赤サウナ	1回	1人	大人(中学生以上) 500 小人(小学生) 300	区分	料金	暖房冷房設備を使用した場合の1時間当り割増使用料	備考	小研修室	1,000円	夏 200円	半日(4時間)を基準使用料とする。但し施設の使用時間には準備及び原状復帰に要する時間も含むものとする。	冬 300円	大研修室	5,000円	夏 1,000円 冬 1,500円		野外ステージ	5,000円			区分	料金	暖房冷房設備を使用した場合の1時間当り割増使用料	備考	小研修室	1,000円	夏 200円	半日(4時間)を基準使用料とする。但し施設の使用時間には準備及び原状復帰に要する時間も含むものとする。	冬 300円	大研修室	10,000円	夏 1,000円 冬 1,500円		野外ステージ	10,000円				
施設名	基本使用料の額(円)																																																																																																																																																																				
	午前	午後	夜間																																																																																																																																																																		
休憩室2	1,000円	1,000円	1,000円																																																																																																																																																																		
休憩室3	1,000円	1,000円	1,000円																																																																																																																																																																		
浴室	65歳以上	1回	300円	回数券	3,000円																																																																																																																																																																
	一般		350円(うち入湯税50円)	(11枚つづり)	3,550円(うち入湯税550円)																																																																																																																																																																
	12歳以上 18歳未満		200円(うち入湯税50円)		2,050円(うち入湯税550円)																																																																																																																																																																
	4歳以上 12歳未満		150円		1,500円																																																																																																																																																																
	4歳未満		無料																																																																																																																																																																		
区分	一回	回数券(11回券)																																																																																																																																																																			
一般	300円	3,000円																																																																																																																																																																			
4歳以上18歳未満	150円	1,500円																																																																																																																																																																			
4歳未満	無料																																																																																																																																																																				
区分	使用料及び使用時間																																																																																																																																																																				
	8時30分～19時																																																																																																																																																																				
テニスコート	一般	1面1時間 515円																																																																																																																																																																			
	高校生以下	〃 〃 310円																																																																																																																																																																			
ゲートボールコート	無料																																																																																																																																																																				
区分		使用料(円)																																																																																																																																																																			
		大人(中学生以上)	小人(小学生)																																																																																																																																																																		
施設使用	個人	1日	1,000	500																																																																																																																																																																	
		回数券(11)	10,000	5,000																																																																																																																																																																	
	団体	900	400																																																																																																																																																																		
区分		使用料(円)																																																																																																																																																																			
		1年	6ヶ月	1ヶ月																																																																																																																																																																	
施設利用	個人	1枚	48,000	25,000	8,000																																																																																																																																																																
		追加	5,000	3,000	-																																																																																																																																																																
	法人	2枚	100,000	チケット60枚																																																																																																																																																																	
		追加	20,000																																																																																																																																																																		
区分		使用料(円)																																																																																																																																																																			
トレーニング グループ	1回	1人	300																																																																																																																																																																		
		上記施設利用者は無料																																																																																																																																																																			
裸浴 遠赤サウナ	1回	1人	大人(中学生以上) 500 小人(小学生) 300																																																																																																																																																																		
		区分	料金	暖房冷房設備を使用した場合の1時間当り割増使用料	備考																																																																																																																																																																
小研修室	1,000円	夏 200円	半日(4時間)を基準使用料とする。但し施設の使用時間には準備及び原状復帰に要する時間も含むものとする。																																																																																																																																																																		
		冬 300円																																																																																																																																																																			
大研修室	5,000円	夏 1,000円 冬 1,500円																																																																																																																																																																			
野外ステージ	5,000円																																																																																																																																																																				
区分	料金	暖房冷房設備を使用した場合の1時間当り割増使用料	備考																																																																																																																																																																		
小研修室	1,000円	夏 200円	半日(4時間)を基準使用料とする。但し施設の使用時間には準備及び原状復帰に要する時間も含むものとする。																																																																																																																																																																		
		冬 300円																																																																																																																																																																			
大研修室	10,000円	夏 1,000円 冬 1,500円																																																																																																																																																																			
野外ステージ	10,000円																																																																																																																																																																				

現 況		調 整 方 針	備 考																																																																	
記載事項	中 条 町	黒 川 村																																																																		
		<p>(6) 黒川村胎内休憩所</p> <table border="1"> <tr> <th>時間</th> <th>9:00 ~13:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~22:00</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>研 修 室</td> <td>一般 5,250円</td> <td>5,250円</td> <td>7,350円</td> <td rowspan="2">専用する場合に徴収する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学生 3,150円</td> <td>3,150円</td> <td>5,250円</td> </tr> </table> <p>村長は特に必要であると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。減免を受けようとする場合の使用料率は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減免の場合</th> <th>減免の率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 村が主催、又は奨励及び後援する行事並びにこれに類して使用する場合</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>二 村内の小・中学生が学校教育に使用する場合</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>三 村内の社会教育関係団体がその目的のために使用する場合及びその他特に必要と認められた場合</td> <td>100の70以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) その他施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>区分</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">奥胎内 野営場</td> <td rowspan="2">休憩舎使用</td> <td>宿泊</td> <td>1人 1,000</td> </tr> <tr> <td>休憩</td> <td>1人 500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">テント使用</td> <td>1張 500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">毛布貸与</td> <td>1枚 300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ボート場</td> <td rowspan="2">ボート</td> <td>手漕ぎ用</td> <td>30分 500</td> </tr> <tr> <td>足漕ぎ用</td> <td>30分 1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">頼母木小屋 門内小屋</td> <td rowspan="2">給水施設</td> <td>1泊</td> <td>1人 200</td> </tr> <tr> <td>休憩</td> <td>1人 100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">胎内駐車場</td> <td rowspan="3">スキーシーズン 土日祝祭日 (日中のみ)</td> <td>大型車</td> <td>1台 1,500</td> </tr> <tr> <td>中型車</td> <td>1台 1,500</td> </tr> <tr> <td>小型車</td> <td>1台 500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">スキーシーズン以外専用使用</td> <td>1回 55,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">テニスコート及び多目的広場</td> <td>1面</td> <td>1時間 1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>公益上、その他特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。</p>	時間	9:00 ~13:00	13:00 ~17:00	17:00 ~22:00	摘要	研 修 室	一般 5,250円	5,250円	7,350円	専用する場合に徴収する。		学生 3,150円	3,150円	5,250円	減免の場合	減免の率	一 村が主催、又は奨励及び後援する行事並びにこれに類して使用する場合	全額	二 村内の小・中学生が学校教育に使用する場合	全額	三 村内の社会教育関係団体がその目的のために使用する場合及びその他特に必要と認められた場合	100の70以内	施設	区分	使用料(円)		奥胎内 野営場	休憩舎使用	宿泊	1人 1,000	休憩	1人 500	テント使用		1張 500	毛布貸与		1枚 300	ボート場	ボート	手漕ぎ用	30分 500	足漕ぎ用	30分 1,000	頼母木小屋 門内小屋	給水施設	1泊	1人 200	休憩	1人 100	胎内駐車場	スキーシーズン 土日祝祭日 (日中のみ)	大型車	1台 1,500	中型車	1台 1,500	小型車	1台 500	スキーシーズン以外専用使用		1回 55,000	テニスコート及び多目的広場		1面	1時間 1,000	
時間	9:00 ~13:00	13:00 ~17:00	17:00 ~22:00	摘要																																																																
研 修 室	一般 5,250円	5,250円	7,350円	専用する場合に徴収する。																																																																
	学生 3,150円	3,150円	5,250円																																																																	
減免の場合	減免の率																																																																			
一 村が主催、又は奨励及び後援する行事並びにこれに類して使用する場合	全額																																																																			
二 村内の小・中学生が学校教育に使用する場合	全額																																																																			
三 村内の社会教育関係団体がその目的のために使用する場合及びその他特に必要と認められた場合	100の70以内																																																																			
施設	区分	使用料(円)																																																																		
奥胎内 野営場	休憩舎使用	宿泊	1人 1,000																																																																	
		休憩	1人 500																																																																	
	テント使用		1張 500																																																																	
	毛布貸与		1枚 300																																																																	
ボート場	ボート	手漕ぎ用	30分 500																																																																	
		足漕ぎ用	30分 1,000																																																																	
頼母木小屋 門内小屋	給水施設	1泊	1人 200																																																																	
		休憩	1人 100																																																																	
胎内駐車場	スキーシーズン 土日祝祭日 (日中のみ)	大型車	1台 1,500																																																																	
		中型車	1台 1,500																																																																	
		小型車	1台 500																																																																	
	スキーシーズン以外専用使用		1回 55,000																																																																	
テニスコート及び多目的広場		1面	1時間 1,000																																																																	
関係法令等	サンセット中条設置条例 中条町高齢者健康増進ふれあい施設設置管理条例 中条町農林漁業者トレーニングセンター設置条例 中条町健康増進広場設置条例	黒川村胎内射撃場設置及び管理条例 黒川村胎内射撃場管理規則 黒川村樽ヶ橋遊園設置及び管理条例 黒川村樽ヶ橋遊園管理規則 黒川村樽ヶ橋カントリーパーク設置及び管理条例 黒川村健康スポーツプラザ設置及び管理条例 黒川村地域間交流センター設置及び管理条例 黒川村地域間交流センター設置及び管理条例施行規則 黒川村胎内休憩所設置及び管理条例 黒川村胎内休憩所設置及び管理条例施行規則 黒川村観光施設設備使用条例 黒川村観光施設設備使用条例施行規則	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">財政への影響額</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th colspan="2">影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成15年度当初予算ベース</p>	財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)		中条町					黒川村					計																																												
財政への影響額				単位：千円																																																																
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																																																																	
中条町																																																																				
黒川村																																																																				
計																																																																				

行政制度調整表

専門部会	4	産業部会	分類	3	農山村体験関連
分科会	5	農山村振興分科会	調整項目	2	体験交流施設等使用料

中条町担当	地域振興課	商工観光係		
黒川村担当	商工観光課 農林水産課	観光係 農政係		

現況		調整方針	備考																																																																															
記載事項	中条町	黒川村																																																																																
	該当なし	<p>(1) 黒川村交流促進施設(ロイヤル胎内パークホテル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">宿泊使用</td> <td rowspan="2">和・洋・和洋室</td> <td>1人</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>2人以上</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>特別和室</td> <td>1室</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>特別洋室</td> <td>1室</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">宿舍使用</td> <td>和・洋・和洋室</td> <td>午前11時~午後3時</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>会議室A</td> <td>4時間</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>会議室B</td> <td>4時間</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">コンベンションルーム</td> <td>1室</td> <td>4時間</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>2室</td> <td>4時間</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>全室</td> <td>4時間</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>その他祭事等利用</td> <td>1名</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">娯楽施設</td> <td>ボウリング</td> <td>1人1ゲーム</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>カラオケ</td> <td>1室1時間</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>ビリヤード</td> <td>1人1時間</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">プール</td> <td>宿泊者</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>宿泊者以外</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">パターゴルフ</td> <td>大人</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>小学生以下</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>ナイター</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>入湯料</td> <td>1人</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 一定期間、左記料金に125%を乗じた額を割増料金とすることができる。</p> <p>2 30人以上又はそれに準じた利用に供する時は、左記料金の20%に相当する額を限度として割引することができる。</p> <p>3 宿泊者で会議室を利用する場合は、当該使用料の額の50%に相当する額を限度として割引することができる。</p> <p>4 特別の理由があると認めるときは使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>(2) 黒川村昆虫の家</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">使用料</td> <td>一般</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td>小中学生</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共通利用券</td> <td>一般</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>小中学生</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table>	区分		使用料(円)		宿泊使用	和・洋・和洋室	1人	8,000	2人以上	6,000	特別和室	1室	60,000	特別洋室	1室	150,000	宿舍使用	和・洋・和洋室	午前11時~午後3時	8,000	会議室A	4時間	15,000	会議室B	4時間	20,000	コンベンションルーム	1室	4時間	40,000	2室	4時間	60,000	全室	4時間	100,000	その他祭事等利用	1名	600	娯楽施設	ボウリング	1人1ゲーム	500	カラオケ	1室1時間	2,000	ビリヤード	1人1時間	600	プール	宿泊者	1,000	宿泊者以外	1,200	パターゴルフ	大人	1,000	小学生以下	500	ナイター	200	入湯料	1人	500	区分	使用料(円)		個人	団体	使用料	一般	410	小中学生	260	共通利用券	一般	1,000	小中学生	500	黒川村の例による。
区分		使用料(円)																																																																																
宿泊使用	和・洋・和洋室	1人	8,000																																																																															
		2人以上	6,000																																																																															
	特別和室	1室	60,000																																																																															
	特別洋室	1室	150,000																																																																															
宿舍使用	和・洋・和洋室	午前11時~午後3時	8,000																																																																															
	会議室A	4時間	15,000																																																																															
	会議室B	4時間	20,000																																																																															
	コンベンションルーム	1室	4時間	40,000																																																																														
		2室	4時間	60,000																																																																														
		全室	4時間	100,000																																																																														
		その他祭事等利用	1名	600																																																																														
娯楽施設	ボウリング	1人1ゲーム	500																																																																															
	カラオケ	1室1時間	2,000																																																																															
	ビリヤード	1人1時間	600																																																																															
	プール	宿泊者	1,000																																																																															
		宿泊者以外	1,200																																																																															
	パターゴルフ	大人	1,000																																																																															
		小学生以下	500																																																																															
ナイター		200																																																																																
入湯料	1人	500																																																																																
区分	使用料(円)																																																																																	
	個人	団体																																																																																
使用料	一般	410																																																																																
	小中学生	260																																																																																
共通利用券	一般	1,000																																																																																
	小中学生	500																																																																																

現 況		調 整 方 針	備 考																																																														
記載事項	中 条 町	黒 川 村																																																															
		<p>1 共通利用券は、昆虫の家、フラワーパーク及び鉱物館に適用する。</p> <p>2 団体は20名以上とする。</p> <p>3 特別の理由があると認めるときは、前条の使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>(3) 黒川村乗馬施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">乗馬</td> <td>普通馬</td> <td>1回</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>ポニー</td> <td>1回</td> <td>320</td> </tr> </tbody> </table> <p>特に必要があると認めるときは使用料の全部または一部を減免することができる。</p> <p>(4) 黒川村淡水魚養殖施設(胎内養殖場) 胎内フィッシングパーク</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料</td> <td>小学生以上</td> <td>1回</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>釣竿</td> <td></td> <td>1本</td> <td>210</td> </tr> </tbody> </table> <p>公益上必要と認める時は、使用料を減免することができる。</p> <p>(5) 黒川村郷土文化保存伝習施設(シンクルトン記念館)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">入館料</td> <td rowspan="2">個人</td> <td>一般</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>小中学生</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体</td> <td>一般</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>小中学生</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 団体は20名以上とする。</p> <p>2 入館料の全部又は一部を免除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校及び社会教育団体が自己の学習のため使用するとき。 ・その他村長が必要と認めるとき。 <p>(6) 黒川村粘土・鉱物体験資料館及び黒川村陶芸体験館 1) 黒川村粘土・鉱物体験資料館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入館料</td> <td>一般</td> <td>300</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>小中学生</td> <td>150</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共通利用券</td> <td>一般</td> <td>1,000</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>小中学生</td> <td>500</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>鉱物体験料</td> <td>ブローチ</td> <td>800</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 団体は20名以上とする。</p> <p>2 共通利用券は、昆虫の家、フラワーパーク及び鉱物館に適用する。</p>	区分		使用料(円)		乗馬	普通馬	1回	1,600	ポニー	1回	320	区分		使用料(円)		入場料	小学生以上	1回	110	釣竿		1本	210	区分		使用料(円)		入館料	個人	一般	300	小中学生	150	団体	一般	200	小中学生	100	区分		使用料		個人	団体	入館料	一般	300	200	小中学生	150	100	共通利用券	一般	1,000	750	小中学生	500	400	鉱物体験料	ブローチ	800	-	
区分		使用料(円)																																																															
乗馬	普通馬	1回	1,600																																																														
	ポニー	1回	320																																																														
区分		使用料(円)																																																															
入場料	小学生以上	1回	110																																																														
釣竿		1本	210																																																														
区分		使用料(円)																																																															
入館料	個人	一般	300																																																														
		小中学生	150																																																														
	団体	一般	200																																																														
		小中学生	100																																																														
区分		使用料																																																															
		個人	団体																																																														
入館料	一般	300	200																																																														
	小中学生	150	100																																																														
共通利用券	一般	1,000	750																																																														
	小中学生	500	400																																																														
鉱物体験料	ブローチ	800	-																																																														

現 況		調 整 方 針	備 考																																																					
記載事項	中 条 町	黒 川 村																																																						
		<p>3 村長は、前条の規定にかかわらず特に必要と認めるときは、入館料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>2) 黒川村陶芸体験館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">絵付け</td> <td rowspan="3">湯呑</td> <td>小</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>大</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">絵皿</td> <td>小</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>大</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">灰皿</td> <td>小</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>盃</td> <td></td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">口ク口</td> <td>1日</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>半日</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">焼上</td> <td>湯呑類</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>皿類</td> <td>5000</td> </tr> <tr> <td>盃</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>茶碗類</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>花瓶類</td> <td>1500</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 黒川村文化教育交流促進施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入館料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体(20人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 高校生</td> <td>300</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>中学生 小学生</td> <td>150</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 村長が特別の理由があると認めるときは、入館料の一部を減免することができる。</p>	区分		使用料	絵付け	湯呑	小	300	中	350	大	400	絵皿	小	500	中	550	大	600	灰皿	小	500	中	600	盃		200	口ク口	1日	1500	半日	800	焼上	湯呑類	350	皿類	5000	盃	200	茶碗類	400	花瓶類	1500	区分	入館料		個人	団体(20人以上)	一般 高校生	300	200	中学生 小学生	150	100	
区分		使用料																																																						
絵付け	湯呑	小	300																																																					
		中	350																																																					
		大	400																																																					
	絵皿	小	500																																																					
		中	550																																																					
		大	600																																																					
灰皿	小	500																																																						
	中	600																																																						
盃		200																																																						
口ク口	1日	1500																																																						
	半日	800																																																						
焼上	湯呑類	350																																																						
	皿類	5000																																																						
	盃	200																																																						
	茶碗類	400																																																						
	花瓶類	1500																																																						
区分	入館料																																																							
	個人	団体(20人以上)																																																						
一般 高校生	300	200																																																						
中学生 小学生	150	100																																																						
関係法令等		<p>黒川村交流促進施設設置及び管理条例 黒川村昆虫の家設置及び管理条例 黒川村乗馬施設設置及び管理条例 黒川村淡水魚養殖施設設置及び管理条例 黒川村淡水魚養殖施設設置及び管理条例施行規則 黒川村郷土文化保存伝習施設設置及び管理条例 黒川村郷土文化保存伝習施設設置及び管理条例施行規則 黒川村粘土・鉱物体験資料館並びに黒川村陶芸体験館設置及び管理条例 黒川村文化教育交流促進施設設置及び管理条例 黒川村文化教育交流促進施設設置及び管理条例施行規則</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">財政への影響額</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th colspan="2">影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成15年度当初予算ベース</p>	財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)		中条町					黒川村					計																																
財政への影響額				単位：千円																																																				
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																																																					
中条町																																																								
黒川村																																																								
計																																																								

行政制度調整表

専門部会	4	産業部会	分類	5	園芸関連
分科会	5	農山村振興分科会	調整項目	2	園芸施設使用料

中条町担当	地域振興課	振興係		
黒川村担当	農林水産課	農政係		

現況		調整方針	備考																																				
記載事項	中条町	黒川村																																					
	<p>(1) 中条町立省エネ野菜ハウス施設 ハウス1棟当り 431,348円</p> <p>(2) 中条町立麦等乾燥施設 (単位: 1kg当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>籾</th> <th>麦</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乾燥</td> <td>18円</td> <td rowspan="3">25円</td> </tr> <tr> <td>調整</td> <td>12円</td> </tr> <tr> <td>籾がら粉碎</td> <td>20円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ただし、籾がら処理依頼のもの15円)</p>	区分	籾	麦	乾燥	18円	25円	調整	12円	籾がら粉碎	20円	<p>(1) 黒川村胎内フラワーパーク</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入園料</td> <td>一般</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>小中学生</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共通利用券</td> <td>一般</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>小中学生</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 団体は20名以上とする。 2 共通利用券は、昆虫の家、フラワーパーク及び鉱物館に適用する。 3 公益上必要があると認めるときは、入園料を減免することができる。</p> <p>(2) 黒川村フルーツパーク</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入園料</td> <td>一般</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>小中学生</td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 団体は30名以上とする。 2 村長が公益上必要であると認めるときは、入園料を減免することができる。</p>	区分	使用料		個人	団体	入園料	一般	420	小中学生	210	共通利用券	一般	1,000	小中学生	500	区分	使用料		個人	団体	入園料	一般	210	小中学生	110	<p>現行のとおりとする。</p>	
区分	籾	麦																																					
乾燥	18円	25円																																					
調整	12円																																						
籾がら粉碎	20円																																						
区分	使用料																																						
	個人	団体																																					
入園料	一般	420																																					
	小中学生	210																																					
共通利用券	一般	1,000																																					
	小中学生	500																																					
区分	使用料																																						
	個人	団体																																					
入園料	一般	210																																					
	小中学生	110																																					
関係法令等	<p>中条町立省エネ野菜ハウス施設設置条例 中条町立麦等乾燥施設設置条例</p>	<p>黒川村胎内フラワーパーク設置及び管理条例 黒川村フルーツパーク設置及び管理条例</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">財政への影響額</th> <th>単位: 千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th colspan="2">影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成15年度当初予算ベース</p>	財政への影響額				単位: 千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)		中条町					黒川村					計															
財政への影響額				単位: 千円																																			
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																																				
中条町																																							
黒川村																																							
計																																							

行政制度調整表

専門部会	4	産業部会	分類	6	畜産関連
分科会	5	農山村振興分科会	調整項目	2	畜産団地使用料

中条町担当	地域振興課	振興係		
黒川村担当	農林水産課	畜産係		

現況		調整方針	備考																									
記載事項	中条町	黒川村																										
	該当なし	(1) 黒川村畜産団地 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理舎</td> <td>年額</td> <td>48,510</td> </tr> <tr> <td>堆肥舎</td> <td>年額</td> <td>129,510</td> </tr> <tr> <td>農用ローダ</td> <td>月額</td> <td>16,990</td> </tr> <tr> <td>種雄牛</td> <td>1回</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分		使用料	管理舎	年額	48,510	堆肥舎	年額	129,510	農用ローダ	月額	16,990	種雄牛	1回	10,000	黒川村の例による。										
区分		使用料																										
管理舎	年額	48,510																										
堆肥舎	年額	129,510																										
農用ローダ	月額	16,990																										
種雄牛	1回	10,000																										
関係法令等		黒川村畜産団地設置及び管理条例 黒川村種雄牛使用料条例	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="4">財政への影響額</th> <th style="text-align: right;">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th colspan="2">影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 備考 平成15年度当初予算ベース	財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)		中条町					黒川村					計				
財政への影響額				単位：千円																								
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																									
中条町																												
黒川村																												
計																												

行政制度調整表

専門部会	4	産業部会	分類	1	商工振興
分科会	5	商工労働分科会	調整項目	5	露店市場出店料

中条町担当	地域振興課	商工観光係		
黒川村担当	商工観光課	商工係		

現 況						調 整 方 針			備 考																																						
記載事項	中 条 町					黒 川 村																																									
<p>露店市場の開設区域及び開設日時並びに出店料の金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市場の名称</th> <th>開設区域</th> <th>開設日時</th> <th colspan="2">出店料</th> <th>徴収方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">中条市場</td> <td rowspan="6">市場の開設区域は、別紙図面のとおりとする。</td> <td rowspan="6">市場の開設は、毎月3、8、13、18、23、28日とする。市場の開設時間は、午前6時から午後3時30分までとする。ただし、臨時市日については、町長がそのつど指定する。</td> <td>甲</td> <td>間口2メートルまで</td> <td>月額 520円</td> <td rowspan="2">毎月末</td> <td rowspan="6">定期に出店するもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>間口3メートルまで</td> <td>月額 730円</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>間口1メートルまで</td> <td>1回 60円</td> <td rowspan="3">そのつど</td> <td rowspan="3">臨時に出店するもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>間口2メートルまで</td> <td>1回 110円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>間口3メートルまで</td> <td>1回 160円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" rowspan="2">熊野若宮神社大祭、その他祭礼</td> <td>間口2メートルまで</td> <td>1日 300円</td> <td rowspan="2">そのつど</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>間口4メートルまで</td> <td>1日 600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>出店者は、出店料のほか、清掃料謝金を露店出店地先権利者に納付しなければならない。清掃料謝金の額、納付の方法等については、別に定めるところによる。</p>	市場の名称	開設区域	開設日時	出店料		徴収方法	備考	中条市場	市場の開設区域は、別紙図面のとおりとする。	市場の開設は、毎月3、8、13、18、23、28日とする。市場の開設時間は、午前6時から午後3時30分までとする。ただし、臨時市日については、町長がそのつど指定する。	甲	間口2メートルまで	月額 520円	毎月末	定期に出店するもの		間口3メートルまで	月額 730円	乙	間口1メートルまで	1回 60円	そのつど	臨時に出店するもの		間口2メートルまで	1回 110円		間口3メートルまで	1回 160円	熊野若宮神社大祭、その他祭礼			間口2メートルまで	1日 300円	そのつど		間口4メートルまで	1日 600円	<p>該当なし</p>					<p>現行のとおりとする。</p>			
	市場の名称	開設区域	開設日時	出店料		徴収方法	備考																																								
	中条市場	市場の開設区域は、別紙図面のとおりとする。	市場の開設は、毎月3、8、13、18、23、28日とする。市場の開設時間は、午前6時から午後3時30分までとする。ただし、臨時市日については、町長がそのつど指定する。	甲	間口2メートルまで	月額 520円	毎月末				定期に出店するもの																																				
					間口3メートルまで	月額 730円																																									
				乙	間口1メートルまで	1回 60円	そのつど					臨時に出店するもの																																			
					間口2メートルまで	1回 110円																																									
					間口3メートルまで	1回 160円																																									
				熊野若宮神社大祭、その他祭礼			間口2メートルまで	1日 300円	そのつど																																						
	間口4メートルまで	1日 600円																																													
	関係法令等	中条町露店市場管理条例																																													
<p>財政への影響額 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>												予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計																								
		予算額	調整後見込額	影響額(増減)																																											
中条町																																															
黒川村																																															
計																																															
備考 平成15年度当初予算ベース																																															

行政制度調整表

専門部会	4	産業部会	分類	1	村有温泉
分科会	7	観光分科会	調整項目	5	村有温泉使用料

中条町担当	地域振興課	商工観光係		
黒川村担当	商工観光課	観光係		

現 況			調 整 方 針	備 考		
記載事項	中 条 町	黒 川 村				
1 温泉使用料	該当なし	<p>・内湯旅館営業者又は温泉の使用を必要とする事業者で温泉の供給を受ける者は、温泉使用料を納入する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>毎分2リットル</td> <td>月額5,000円</td> </tr> </table> <p>天災地変及びその他避けることのできない事故並びに特別の事由があると認められた場合には、村長は減免することができる。</p>	毎分2リットル	月額5,000円	黒川村の例による。	
毎分2リットル	月額5,000円					
			財政への影響額 単位：千円			
			予算額	調整後見込額		
			中条町	影響額(増減)		
			黒川村			
			計			
関係法令等	黒川村有温泉管理条例 黒川村有温泉条例施行規則		備考 平成15年度当初予算ベース			

行政制度調整表

専門部会	2	財政部会	分類	3	財産及び公の施設
分科会	2	管財分科会	調整項目	3	行政財産使用料

中条町担当	財政課	財政係		
黒川村担当	企画財政課	財政係		

記載事項		中条町				黒川村				調整方針	備考						
1 使用料	土地	行政財産使用料の基準				行政財産使用料の基準				合併時に中条町の例により統一する。ただし、合併年度については現行どおりとする。							
		区分	使用料の種類	単位	使用料(単位：円)				区分			使用の種類	単位	使用料			
		電気通信施設その他これに類するもの	裸線又は被覆線	本柱1本につき1年	1,210				土地			建物敷地又はこれに類するもの	使用許可期間が1月未満の場合	月額	村有財産台帳価格の100分の5に相当する額に12分の1を乗じて得た額に1.05を乗じて得た額		
					ケーブル	本柱1本につき1年	870							電柱	本柱	1本につき年額	年額
			本柱(H柱及び人形柱を除く)コンクリート柱又は鉄柱	1本につき1年			田の場合	畑の場合	宅地の場合			その他	支線及び支線柱				円
					鉄塔	使用面積1.7平方メートルごとにつき1年	1,870	1,730	1,500			180		その他のもの	1m ² につき年額	円	
			H柱又は人形柱	1本につき1年			田の場合	畑の場合	宅地の場合			その他	地下埋設物			外径が0.4m未満のもの	長さ1mにつき年額
					支線又は支柱	1本につき1年	田の場合	畑の場合	宅地の場合			その他		外径が0.4m以上1m未満のもの	円		
			線路保護用柱、水底線標示柱	1本につき1年			1,870	1,730	1,500			180			外径が1m以上のもの		
					支線柱、標柱又は標石	1本につき1年	田の場合	畑の場合	宅地の場合			その他	建物	村有財産台帳価格の1,000分の6と土地使用料相当額の12分の1(借地については村が負担している地代相当月額)を加算した額に100分の105を乗じて得た金額とする。この場合において10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。			
ハンドホール又はマンホール	1個につき1年		田の場合	畑の場合			宅地の場合	その他	この表に定めのないものについては村長が別に定める。								
			その他の施設	使用面積1.7平方メートルごとにつき1年	田の場合	畑の場合	宅地の場合	その他									
		1,870			1,730	1,500	180										

